

令和5年度与那原マリーナ指定管理者公募に係る質疑応答

番号	項目	質問	回答
1	収支について	与那原マリーナの過去の管理運営経費実績(収支)を開示して欲しい。	本県ホームページ記載のモニタリング資料をご確認ください。 <a href="https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/kowan/kanri/monitoring.html">https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/kowan/kanri/monitoring.html</a>
2	収支について	船だまりの利用実績及び過去3年分の管理運営経費実績(収支)を開示して欲しい。	別添1のとおりです。
3	収支について	船だまり利用料金収入の積算については全て税抜きとあるが、参考資料23ページの現行料金表も税抜きという事でしょうか？モニタリングシートにおける財務状況の実績は税抜きか？第6-1号様式の収支計画書は税込表記か？	参考資料24ページの船だまり利用料金収入の積算以外については、すべて税込み価格となります。
4	保険について	現行指定管理者の保険加入内容を開示して欲しい。	提案内容に関わるため開示しかねますが、施設利用者の安全管理上必要な範囲で加入してください。
5	保険について	指定管理者に沖縄県として求める保険の最低保証条件を教えてください。	最低保証条件は特にありません。施設利用者の安全管理上必要な範囲で加入してください。 なお、参考資料17ページにリスクの負担について記載しておりますので、ご参照ください。
6	保険について	指定管理施設内で沖縄県側で加入する保険内容があれば教えてください。 特に、与那原マリーナ特有の『船溜まり』の保険加入の考え方が不明。	県が加入する保険は管理棟の建物共済保険となります。
7	土地使用料	現行指定管理者の自動販売機土地使用料を教えてください。	自動販売機(3台)の土地使用料(令和5年度分)は、2,842㎡で8,846円となっております。
8	施設内の立ち寄りについて	周辺住民等の船舶係留者ではない者(地域の方々に親しんでもらうという意味で)が、施設内(特に船置場)に立ち寄ることが出来るようにすることは問題ないか。	防犯対策等に留意した上、指定管理者の責任で行うことは可能です。 ただし、施設利用者の施設利用の妨げにならないようご注意ください。
9	自主事業について	現行指定管理者が自主事業の為に沖縄県に対して賃借料等が支払っている場合は、その内容・金額を教えてください。	自主事業の詳細については、提案内容に関わるためお答えしかねますが、実施した場合、使用した面積に応じた使用料金を件に支払う必要があります。令和5年度は㎡当たり1日6.9～9.6円の使用料となっております。
10	自主事業について	ガソリン販売に関して、年間の販売量・仕入れ額を教えてください。	自主事業(ガソリン販売)の詳細については、提案内容に関わるためお答えしかねますが、本県ホームページ記載のモニタリング資料で販売額等をご確認ください。 <a href="https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/kowan/kanri/monitoring.html">https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/kowan/kanri/monitoring.html</a>

令和5年度与那原マリナー指定管理者公募に係る質疑応答

番号	項目	質問	回答
11	自主事業について	ガソリン販売に関して、指定管理施設内でのガソリン販売・供給は、指定管理者の専売事業として捉えてよいか。	お見込みのとおりです。
12	自主事業について	自主事業で行われているビジター係留棧橋契約の料金体系は一般のビジター料金と同様か。 また県に納付する目的外使用料の金額を教えてください。一般のビジターと同様に1日から停められるのか、どのような契約内容か教えてください。	自主事業の詳細については、提案内容に関わるためお答えしかねますが、実施した場合、使用した面積に応じた使用料金を件に支払う必要があります。令和5年度は㎡当たり1日6.9～9.6円の使用料となっています。(なお、水域での県への使用料金は発生しません。)
13	募集要項5ページ 船だまりの利用時間について	与那原船だまりの利用時間は24時間だが、入出場時間を越えて夜間に滞在していても良いか出入り出来ないということか。	お見込みのとおりですが、知事の承認を得て利用時間を変更することが可能です。
14	募集要項7ページ 船だまりの管理に要する経費について	「与那原船だまりの管理に要する経費については、利用料金収入及び自主事業収入により賅うこととなります」とあるが、この自主事業収入のくくりは船だまりだけでなくマリナー側の自主事業収入からも賅えるという事によいか。	お見込みのとおりです。
15	管理運営業務基準3ページ ビジター係留期間について	短期の利用について、短期のビジター係留は何日まで可能か。	現指定管理者は1ヶ月以内で運用しております。
16	管理運営業務基準4ページ 防火管理者について	施設の巡視(カ)防火管理者の専任とあるが、申請手続きにおける提出書類の「ケ 施設の管理運営を行う上で必要な書類の写し」に防火管理者の講習修了書は含まれるか。	含まれませんが、指定管理期間までには甲種防火管理者を配置する必要があります。
17	施設利用料の請求について	与那原マリナー・与那原船だまりはどちらも施設利用料(保管料金)の請求は、4月～3月の一年か？それとも初回利用申請日から一年毎の請求・支払いか？	1年間の使用許可については、1年分の使用料金の前払いとなっており、利用申請日から1年ごとの支払いとなっています。